

平成28年第4回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成28年12月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成28年12月14日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 尺 田 耕 平  | 2番 竹 爪 憲 吾  |
| 3番 立 花 慶 三  | 4番 諏訪本 光    |
| 5番 沖 田 ゆかり  | 6番 片 川 学    |
| 7番 時 光 良 造  | 8番 民 法 正 則  |
| 9番 荒 瀧 穂 積  | 10番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11番 藤 本 哲 智 | 12番 山 野 千佳子 |
| 13番 久保隅 逸 郎 | 14番 中 原 裕 侑 |
| 15番 馬 上 勝 登 | 16番 山 吹 富 邦 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 民 生 部 長   | 清 代 政 文 |
| 建 設 部 長   | 沖 田 浩   |
| 教 育 部 長   | 民 法 勝 司 |
| 総 務 部 参 事 | 石 井 節 夫 |
| 総 務 部 次 長 | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 次 長 | 光 本 一 也 |

|            |       |
|------------|-------|
| 建設部次長      | 奥野哲哉  |
| 教育部次長      | 横山大治  |
| 企画財政課長     | 西村隆雄  |
| 商工観光課長     | 時光良弘  |
| 税務課長       | 立花太郎  |
| 高齢者支援課長    | 加島朋代  |
| 住民課長       | 堀野辰夫  |
| 子育て・健康推進課長 | 隼田雅治  |
| 生活環境課長     | 堂森憲治  |
| 都市整備課長代理   | 穂坂俊彦  |
| 開発指導課長     | 林武史   |
| 上下水道課長     | 寺垣内栄作 |
| 生涯学習課長     | 藤川千浪  |
| 会計課長       | 光本琴音  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 三村伸一 |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 3 報告第 6号 専決処分した熊野町立中学校ダムウェーター設置工事請負契約の変更の報告について
- 日程第 4 報告第 7号 専決処分した広島県市町総合事務組合理約の一部改正の報告について
- 日程第 5 議案第 49号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 50号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 5 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 5 2 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 5 3 号 熊野町西部地域健康センターの指定管理者の指定について

日程第 1 0 議案第 5 4 号 くまの・みらい保育園の指定管理者の指定について

日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 5 発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

追加日程第 1 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

○議長（山吹） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） これより日程第 1、一般質問を行います。

4 番、諏訪本議員の発言を許します。

諏訪本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4 番（諏訪本） おはようございます。4 番の諏訪本でございます。

本日は、魅力あるまちづくりに向けた教育や文化、スポーツ、そして国際化等にかかわることについて、二つの質問をお願いしたいというように思っております。

最初に、先日、学校創立 4 0 周年の式典がございました広島県立熊野高等学校と熊野

町との連携のあり方についてですけれども、熊野高校は県立学校であり、直接的に熊野町がかかわる関係にはございませんけれども、これまでの経緯等を踏まえ、今後どのような関係を続けていかれるのか、あるいは構築していこうとされているのか、町長のお考えをお聞きしたいというように思っています。

もう一つは、熊野町の国際化、グローバル化についてです。本町においても、本日も新聞に掲載されておりましたけれども、国際的な観光のまちに向けての取り組みの必要が言われてきております。広島を訪れた外国人観光客を本町へ誘致する上で受け皿となる準備も必要だというふうに思っております。入り口的、導入的ではありますが、他町に先駆けて、まずは現在ある筆の里工房の施設の中、それから町内の案内看板等は3カ国語で英語、中国、ハングルにしておくことが必要ではないかというふうに考えております。町の考えをお聞かせください。

また、国においても国際化、グローバル化については英語教育を中心にすさまじいスピードで変革しております。近隣の諸国からすれば、日本の国際化というのは多少おくれておるといふふうに思っておりますけれども、このたびの学習指導要領の改訂においては、小学校3年生、現在は5年生から英語活動として入っておりますけれども、今回は小学校3年生から英語といいますか、外国語の活動が入っております。

実施は平成32年度からですが、30年度からはその先行実施が始まります。30年度からの先行実施に向けて、来年度しか実際には余裕がありません。その準備はどのようにされるのか、お聞きしたいというふうに思っています。

以上、この2点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諏訪本議員の「魅力あるまちづくり」に関する二つの御質問のうち、1番目の「教育・文化・スポーツ等の充実発展について」の御質問と、2番目の「国際化と教育等の充実について」の質問中、案内板等の外国語標記については私からお答えし、2番目の英語授業に関する質問は、教育長から答弁をします。

町内にある唯一の高等学校である県立熊野高校は、本年、創立40周年を迎えました。開校当初から、本町の伝統文化を背景とした教育活動を推進されており、書道、美術な

どの芸術類型を普通科に設けるとともに、町内の筆文化関係行事にも、教職員や生徒に御協力をいただいております。また、熊野高校を育てる会に補助金を支出するなど、町としても支援をしております。現在、全校生徒の約4割が町内在住者ということもあり、定住促進の観点から、今後も何らかの支援をしております。

次に、町内の案内板や施設の外国語標記につきましては、町内各所の道路標識のほか、役場前交差点に設置してある役場庁舎や筆の里工房の案内看板では、ローマ字と英語で併記されておりますが、その他の公共施設の案内板や施設内の案内につきましては、日本語のみとなっております。外国人観光客の誘客という観点から、観光施設の案内板等への外国語併記の必要性は認識しておりますので、可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

熊野高校との連携の詳細につきましては、教育部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 諏訪本議員の「魅力あるまちづくりに向けた教育・文化・スポーツ等の充実発展について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

熊野高校は、町内の教育関係者が一堂に会する教育協議会に、県立高校ではありますが入っていただき、毎年情報交換を行っております。熊野高校は県内公立高校の中で唯一の芸術類型を設置されており、書道コースなど専門的な教育をされていることもあり、昨年、文部科学大臣が来町された時には、生徒に大書の披露を、また、毎年筆まつりでは、書道部の顧問の先生や生徒に運営を支援していただいております。

また、陸上部とバスケットボール部は、中学校との合同練習、合同合宿を行うなど、スポーツ分野でも密接な関係を築くとともに、大きなイベントで町民グラウンドの駐車場が不足する際には、熊野高校の駐車場をお借りするなど、施設の相互利用も図っております。

町民グラウンドのない時代には、町内の小・中学校と熊野高校から体育主任の先生方に体育指導員として町内のスポーツ行事に協力いただき、当時、諏訪本議員におかれましても10年余りにわたり指導、助言をいただき、現在の駅伝大会の基礎ができ上がったと伺っております。しかし、その後は、教員が多忙なことからボランティアが育成できたこともあり、以前のように熊野高校を含めた各学校の先生方に協力をお願いすること

は少なくなっております。

県立学校ではありますが、今後も、町内の高等教育機関として、芸術面、スポーツ面を含め、御指導、御協力をいただき、熊野町の教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 諏訪本議員の2番目の御質問、「魅力あるまちづくりに向けた国際化と教育等の充実について」のうち、外国語教育についてお答えいたします。

平成32年度から実施される新しい学習指導要領において、小学校では中学年から週1時間の外国語活動、高学年で週2時間の教科型の外国語が導入される予定です。また、平成30年度からはその先行実施をすることが可能となっております。こういった状況への対応といたしまして、国や県もさまざまな教職員研修を実施しており、本町の教職員も積極的に参加しております。

例えば、平成27年度、28年度に広島県教育委員会が実施しました広島県小学校英語教育推進リーダー研修には、本町では、この2年間で全ての小学校からリーダーとなる教員が参加しております。この研修は、国の中央研修を受けて実施されたものですが、適切な教室英語や、授業づくり、英語の正しい発音やつづり等実践的な内容について、参加者が研修で学んだことを校内へ還元することで、各小学校へ普及を図っております。

また、町としましては、「熊野町英語大好きっ子育成プロジェクト」としまして、小中連携のもと、年間3回の全体研修や、各小学校における授業研究等を行う仕組みをつくっております。

今後、本年度中には新しい学習指導要領が告示されるとともに、来年度中には先行実施に活用できる新教材が、希望する学校に対して文部科学省から配布される予定です。この新教材については、既に町内全ての小学校が配布を申し込んでおり、これらの情報をもとに、今後とも英語教育の一層の充実と円滑な移行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 1番目の質問の魅力あるまちづくりに向けた教育、文化、スポーツ等の充実、発展について、熊野町と熊野高校の連携のあり方について御説明いただき、ありがとうございました。私は長いこと熊野高校へ勤めていた関係もありまして、きょうはできるだけ中立的に、客観的に質問をしたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

私は、熊野高校について認識と申しますか、捉え方として、熊野高校は昭和48年、この当時から具体的に動いております。熊野町や地域住民の総力を結集して熊野町へ誘致し、52年度に開校しました。そのときには熊野中学校や第三小学校で入試をやったり、入学式をやったりという話も聞いております。その後、熊野高校は幾多の変遷を経て今日を迎えております。

幾多の変遷というのをちょっと概要の説明しますと、現在、先ほど町長のほうの話もありましたけども、全校生徒の町内在住者の割合は4割少しというような状況です。これは開校当初も大体4割ぐらいのところでスタートしております。その後、6割前後、ピーク時には7割、70.9%ですかね、これが一番ピークになっております。

学級数においては当時は47人クラスでしたけども、6学級でスタートし、ピーク時は10学級、現在は5学級と、今現在は1学級は40人ですけども、40になります。また、国の是正指導が平成10年からありましたけども、この前には熊野高校も多くの退学者が出るなどして、学校が荒れたときもございました。また、その間には高等学校における学力が、公立、私立が逆転する公私の逆転ということもありました。

熊野高校の一つの学力の目安として手元の資料で見ますと、開校当初は国公立へ、これ短大は含んでおりませんが、国公立へ10名が入学しております。これは平成元年まで10名以上が続いております。ピーク時は昭和61年から63年、このときには20名以上、30名近くが国公立へ合格しております。ただ、残念なことに、平成2年からは、さっきの公私の逆転もあるかもわかりませんが、一桁の前半、年によってはゼロという、私の手元の資料では、一回ゼロというときもありました。

そういうような中で、県立熊野高等学校はやはり地域連携と申しますか、地域に生きる学校として熊野高校は県内のトップレベルの学校でなければならないというように考えております。私の在籍当時も県教委はそういう絶えず表現をしてきておりました。現

在もそのような考え方を打ってくれるというふうには思っておりますけども。

先ほど申し上げましたように熊野高校は県立学校であって、町は直接関与する立場にはございませんけども、これはやはり熊野高校が今日まで来れたのは、熊野町や地域の温かい支えがあって培われてきたというふうに考えております。

先ほど町長のほうからは、定住促進の観点から今後も何らかの支援をしてまいりたいということですが、私は特にここをお願いしたいと思うんですが、存続が危うくなってからではなしに、今のうちだというふうに思っております。今、私の知る限りでは、存続が危うくなってから高等学校や地域が、言葉は悪いですけども、慌ててといひますか、あらゆる手段を講じて、学校の存続に努力されておる姿を新聞等で、あるいは実施、直接見たりしますけども、私自身、心を痛めております。県教委では、3学年で全校生徒が20名、これが2年継続したら即廃校というような方針も出しておるようです。私は、今後のことを考えますと、円滑な学校運営ができているときこそ将来に向けた具体的なかつ有効な取り組みができるし、今それが必要ではないかというふうに考えております。

以上のことの考え方に対して、町長さんに先ほどある程度理解はしてもらったと思っておるんですが、私の以上のような考え方について、町長さんのお気持ちを少しちょっと聞かせてもらえればというように思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諏訪本議員の御意見、大変いい意見だと思います。

大きな壁といいますか、県立高校であるということから、やはり補助を出すというのはなかなか直接的には難しいんですが、県内の市町村、全部は把握してませんけども、町単位でいけば、北広島町、それから神石高原町、存続問題が絡んでる面もありますんで、いわゆる中山間地域では県立高校に対する、私立もございしますが、補助をやっております。ただ、都市部では、やはりまだ存続問題ということは起こってませんので、ちょうど熊野町が、中山間地域ではございません、都市部に分類されておるわけですが、やはり海田、府中、坂に比べればやはり山間部を抱えて、きちっと対応しなければならないと思っております。

そして、若い世代の方に熊野町に住んでいただくということを観点から考えたときに、

やはり幼稚園、あるいは保育所、そして小学校、中学校、できれば交通費のかからない町内の高校に進学してもらって、その高校から希望する進学なり就職、これができる体制をつくっていききたいなど。そういう思いから、今検討中でありまして、熊野高校に対する支援、これを今検討しております。

文化、スポーツも含めて全てをやれば理想なんですが、できれば現在熊野から町外へ出ている子供たちが熊野高校に行けるような体制をつくるために、学力の面から御支援できないかということを考えております。3月予算には、話がまとまれば計上したいなと思っておりますので、御理解、御支援いただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。私、これから後、またいろんなお話をしたいと思っておりますけれども、私はお金ばかりではなしに、やはりきょうお願いしたいのは、人の関係、ソフト面のことを特にお願いしたいなというふうに思っております。それはお金のほうももちろんあるということはこしたことはございませんけれども、それと同時に、やはり私は高等学校は高等学校として、やはり保護者や地域の期待にこたえられる教育を実施しなければならないというように考えております。

また、ちょっと進路選択の話になりますけれども、高校への進路選択は最終的には保護者や本人が主体的に考えるというものだと考えておりますけれども、ただ残念ながら、町内には熊野高校への進学を勧めないような話や、熊野高校を嫌っているような言動を耳にすることがあります。大変残念に思っております。きょうこれから話をするなどを含めて、ある意味では再確認しながら、地域を挙げて熊野高校を育て、応援していききたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというように思います。

民法教育部長からは、これまでの取り組みや現状について具体的に説明していただきました。私はただ現状に満足せずに、さらに発展・充実させていくことが大事だというように思っております。

最初に、小・中・高等学校の教職員の交流についてお願ひしたいというように思っております。説明の中で、現在、協議会といいますか、これはかつてもあったかと思いま

すけども、熊野高校が参加しているということはよいことだというふうに思っております。

ただ、私が在籍しておりました当時は、スポーツ交流なども積極的に行われていた時期があります。その後はパワーポイントの作成方法であるとかというようなことで、研修テーマを設定してしか研修会が開催できなくなりました。これは是正指導等の関係もありまして、教員の出張の扱いであるとか、勤務の扱い等の問題もあってできなくなったんですけども、やはりそういう研修テーマを設定してでしかできないのは、今日も一緒だということに思いますけども。

現在は先生方が多忙であるというようなことから、そのような機会はなくなっていると、あるいは少なくなっているというように聞いておりますけども、もっと町内の小・中・高の教職員がリラックスできるような研修会であるとか、先ほど言いました交流会、スポーツ交流会というようなことができないかなというようなことを思っております。

そういう面でどこがリードするかとか、あるいはそういったような雰囲気はどこがつかくるのかなということを考えたりするときに、やはり町の教育委員会としての役割は、全てとは言いませんけども、やはり大きいんかなというような気がしております。

二つあわせて質問したいと思いますので、もう一つ、芸術に関してはコースを設置した昭和59年だったと思いますが、このときから当時100万円のお金をいただいておりました。熊野町からの支援がありました。私が教頭で帰ってきた16年ぐらいに打ち切られたというふうに覚えております。そういった熊野町の支援や、芸術に関しては継続的な交流の機会がありまして、円滑に進んでいるのではないかなというように思っております。私はこれをさらに発展させるために、再度いろんなことを工夫して連携する必要があるんじゃないかなと思っております。

かつて私がおったころ、芸術系大学を熊野町に誘致したいとかいうような話も聞いたことがあります。今さらこれを誘致してくださいというわけじゃないんですけども、熊野高校はまたエリザベト音大や広島文化学園大学、あるいは岡山の倉敷芸術科学大学と提携しております。熊野町は法政大学と連携していると聞いておりますけども、熊野高校が関係する芸術系の大学と筆産業を有する熊野町は連携する価値があるんじゃないかなと。よく言われる産官学ですか。熊野町流の産官学の連携というようなことは考えられないかなというようなこともちょっと思ったりしております。

例えば、尾道市のことを思い出したんですが、尾道あたりでは、隔年になりますけど

も、アートビエンナーレ尾道市を描く会というのがあったりして、熊野高校の生徒も参加して、入選者は1週間パリのほうへ研修に行くというのもあったりします。

いろんなこれは一つの、これをしてくださいということを言いよんじゃないんで、こういったようなことがあるんで、熊野町流のいろんな工夫といいますか、アイデアを考えてはどうだろうかというようなことを思って質問しております。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。2点についてよろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 諏訪本議員のほうから2点いただきまして、一つのほうは現在の交流ということで、やはり先ほど申し上げましたけども、熊野町の教育協議会と申しますのは、小学校、中学校、それに今年度からは幼稚園、保育園も入りました協議会ですが、こちらのほうには熊野高校の校長先生を初め事務長さんにも来ていただいて、積極的に交流を図って意見をいただいて、今では幼稚園から高校までの連携を図っております。

先生方の交流というのは以前に比べては少なくなっておりますけども、先ほど申し上げました芸術系、特に書道に関してはいろいろと密接な関係を続けております。

また、大学との連携ということがございます。熊野町は今、法政大学とはまちづくり全般について連携をしております、福祉分野のほうでは広島国際大学とも連携を行って、・・・いろいろの分野で連携をしております。

熊野高校のほうでは芸術系の大学3校とされておるということでございます。熊野町におきましては、現在2年に一度、全国の芸術系の大学のほうから熊野に来ていただいて、いろいろと子供たちにしておるんですが、そういった芸術系の大学に全国からは来ていただいておりますので、そういった交流。そういった交流のときには熊野高校のやはり教員、それから生徒たちも協力をしていただいております。

また、熊野町が再来年、平成30年、町制100周年を迎えます。こちらの町制100周年のロゴマークには、熊野高校の芸術系の生徒にロゴマークをいろいろ案をいただきまして、そういったことで町と子供たちの交流を引き続き続けております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

先ほど私のほうからも申し上げましたけども、やはり芸術系大学の交流であるとか、先ほど言いましたような関係も含めていろんな交流を深めていっていただきたいなというように思っております。

新たな事業の実施やら展開については、やはりいろんなアイデアといいますか、創意工夫は必要だと思います。ただ、私が先ほど言いましたように、できるだけやはりお金はかけないで、私は特にやはり教育というのはお金ばかりじゃなしに、やはりソフト面の充実ということが大事だろうというように思います。そういう面で、そういう連携をぜひとも図ってほしい、あるいはその調整役を町の教育委員会にしてほしいなというように思っておりますので、一つよろしく願いいたします。

続いて、スポーツ関係のほうの連携について。町内のスポーツ活動の交流や活性化を推進するという観点から、学校へのスポーツ推進委員ですか、昔は体育指導委員とっておりましたけども、こういった配置について伺いたいというように思っております。

私ごとで先ほど触れていただきましたけども、駅伝が活発な時期には小・中・高の連携が図れておりました。その要因は、やはり小・中・高等学校から制度的に私はそういう気持ちでおったんですけども、体育指導委員が出ておったからだというように思っております。

私も熊野町へ住んで熊野高校へ通うときに、やはり極端なことをいや仕事だけでいえば学校だけの仕事をしとればいいんですけども、やはり地域のスポーツのほうにかかわっていったという当時のことを考えますと、やはり体育指導委員という、その当時の立場があったからこそ熊野町のスポーツにかかわれたなというように思っております。やはり教員にしてみれば、プラスアルファかもわからんけども、地域のスポーツについてやはりそういう理解のある先生方にぜひかかわってほしいというように思っております。

学校からそういう、今現在でいうとスポーツ推進委員がかかわることは、生徒の単なる参加だけじゃなしに、地域全体のスポーツの交流が深まるという意味で、やはり学校が果たす役割というのは大きいというように思っております。先ほど言いましたように、そういったスポーツ推進委員を各学校に配置する考え方はないでしょうかということ

一つ質問したいと思います。

もう一つ、続いて熊野高校のセミナーハウスの活用についてお願いしたいというように思っております。

文化活動も含めて、部活動の教職員間交流も関連しますけども、町内にある100人も泊まれるような、宿泊できるような施設、これをやはり有効利用しない手はないというように考えております。セミナーハウスに関する現在の熊野高校のルールは、高校の先生か生徒が関係しておれば、町内の小・中学生、あるいは一般の方でも利用できるという仕組みになっております。特に、中学校の部活動等で活用を推進する考え方はないかということをお聞きしたいと思います。

私は、この活用が進めば町民グラウンド側からか、あるいは皇帝ハイツのほうから進入路をつくって、熊野高校と共同利用するというふうなことも考えられるんじゃないかなというのを思っております。あくまでも先ほどから言っておりますように、県の施設ですから、なかなか難しいと思いますが、町から要望書を出したりして県を動かすことは可能であるというように思っております。時には地元県会議員さんにお世話になることも必要かというように思っております。

以上、2点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 2点いただきまして、まず一つはスポーツ推進委員ということでございます。

現在、このスポーツ推進委員といいますのは条例で30名以内ということで決まっております、規則のほうで決まっております。それで任期は2年ということでしております。やはり以前は学校の先生方に入っていたいただいておったんですけども、現在は、先ほど申しました理由で、各大体所属団体ですね、例えば片川議員さんいらっしゃる空手道とか、そういった連盟からの方が大体入ってやっけていただいております。

しかし、先生方には小学生、中学生、子供たちがたくさん出る駅伝大会ですとか、町民体育大会がございます。そういったときにはうちのほうから推進委員を委嘱することはできませんが、やはり何らかの協力、応援をしていただくということで声かけができないかなと、また教育委員会のほうからちょっと検討させていただきたいと思ひます。

それから、2点目、セミナーハウスの活用でございます。これはやはり県立の施設でございます。町が使うというのはなかなか難しい状況でございます。先ほど申し上げました2年に一度の全国からの芸術系の大学生が来られたときに、昨年度は1泊ですね、そこを利用させていただいたというのをお聞きしております。あとやはり中学校では陸上部ですとか、そういった合宿等を中学校側が高校の生徒たちと一緒にしたいと、そういった機会がございましたら、うちのほうからも熊野高校にお願いをしたいと思います。

最後に、進入路のほうでございますが、皇帝ハイツ側から見ればフェンスで見えるわけでございますが、しかし民地もございまして、なかなか県立の施設でございますので、ここへ進入路を設けるかどうかはやはり熊野高校側と慎重に協議をしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 今の進入路あたりについては、私が今言っておるのは即という話じゃなしに、やはり町民といいますか、町で中学校との部活動等を利用してもっと活用が推進される中でその必要性が生まれてきたら、そういった進入路という私は段取りを考えております。いきなりすぐに進入路というのはこれは難しいというように私も思っております。

それから、話がもとへ返りますが、スポーツ推進委員につきましては、やはり学校の先生方はなかなか推進委員になっても出席がかなわなかったり、出にくいかなということもあったりして、あるいはかつては町のグラウンドを各小・中・高等学校のグラウンドを学校開放しとった関係もあったりして、配置が、その必然性があつたんですが、先生方のほうの出席が悪いというようなこともあったりしてなくなっていったというようなこともちょっと聞いております。

そういう意味で、私は推進委員の配置につきましては、学校へのスポーツ推進委員につきましては、やはり先生方の協力ということがあつての上での話だというふうに思っております。そういう意味で、また学校行事に限定するとかいうようなことで、他の推進委員さんとは違う立場と申しますか、今の30名の枠外にするとかして進めては行かないかというふうなことを思っております。一つよろしくお願ひしたいと思います。

いろんなことを申し上げましたけども、熊野高校自体が先ほど言っておりますように

地域の期待にこたえられる、信頼される教育を進めるということが大事だと思いますけども、他地域では高等学校の運営にかかわって、これはきょうの話なんですけども、学校と地域とそれから行政とが連携を図る懇話会のような組織をつくっているまちもごさいます。

また、一つのこれはアイデアになるかもわかりませんが、定住交流人口の増加を図るといふようなことから、高校生やら大学生に対して、将来熊野町へ住むといふようなことを条件にしながら、奨学金などの制度も考えてみてはいかがかといふように考えております。

いずれにしても、熊野高校の存在といひますか、熊野町にあるわけですけども、町にとっても学校にとってもお互いにやはり有益であるような、お互いが共存・共栄するような、地域住民も、町も学校もやはり夢や希望が持てるような存在といひますか、であってほしいし、その取り組みをしていきたいといふふうに思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2番目の質問になりますけども、魅力あるまちづくりに向けた国際化と教育の充実について御説明いただきまして、ありがとうございます。町内の案内看板や施設の外国語標記についてですけども、私は町内施設、町内の案内の看板につきましては、広島方面だけじゃなしに、いろんな方面からの来客を見込んで設置されているといふふうに思っておりますけども、余りにも町内で筆の里工房はどこにあるんかといふて道に迷われる方が非常に多いように思っております。一つこの件につきましてはよろしくお願ひしたいといふように思ひます。

また、3カ国語の標記につきましては、町長も再々言われておりますように2020年の東京オリンピック、あるいはパラリンピックなどに、これを一つの目標にして整備してもらいたい。順番的にはやはり筆の里工房の中の施設に必要なのではないかなといふようなことを思っております。

続いて、先ほど林教育長にお答ひいただいた今回の学習指導要領の改訂で、平成32年度から始まる小学校三、四年生の外国語活動ですね。これは週1時間ありますけども、そのための先行実施が平成30年度からありますけども、その対策について、国や県の研修会、さらには町内での英語関係のプロジェクトでの研修などを説明いただきましたけども、肝心の、それじゃあ先行実施が始まる30年度へ向けて、来年度、29年度をどうするんかといふことの対策が述べられてないので、再度質問したいといふように思

います。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） ただいま議員御指摘のように、学習指導要領というものが、大体指導要領というのは10年に一遍告示されるものでございます。多分今年度中に告示されるというように聞いておるところでございます。そして、議員もよく御承知のように、学習指導要領というのは法的拘束力を持ってございます。そして小学校においては32年度から、中学校にあっては33年度から完全実施ということでございます。そして、小・中学校ともこの30年度から先行実施、すなわち我々の言葉で移行措置ということに入ろうかというように思っております。そういった意味では、先ほど御指摘がありましたように、平成29年度というのはいわゆる周知徹底のときということで、非常に意味のある年度になろうというように思っております。

したがって、結論から申しまして、義務教育において、語学教育において、熊野町の子供が他の市町の子供と比較して絶対に不利益をこうむるようなことがあっちゃいけないというように考えております。したがって、29年度でございますが、これは費用の要ることでございますが、町の教職員のちょっと弁解的になりますが、小学校の教員は教員になるときに小学校の免許状の中に英語という単位はないんでございます。したがって、小学校の教員に英語の力、実際問題、本当に年をとった、いわゆる教員でも長く経験されてる方は非常に英語をやれと言われても困ってるのが現状だと思います。したがって、やはり我々としては中学校の教員の英語力の向上と。それじゃあどうするのかと。そして、問題は子供たちに直接かかわる、あるいは教員にかかわるんですが、ALT、いわゆるAssistant・Language・Teacherですね、こういった方々のあり方をどうするか。具体的に数をどうするかというふうなことににかかわりましては、町の財政当局と十分理解いただきながら、進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

先ほど教育長からありましたが、学習指導要領は法的な拘束力があるというのは、特に先ほど申し上げました是正指導の中で、学習指導要領を実施するということは国からの是正指導、広島県が受けた中で我々が学んできたこととございます。そういう中で、先行実施ということがあるということの重みをやはり私はしっかり周知していただきたい、認知していただきたいというように思っております。やはり他の町がやって熊野町の町では先行実施で何もしてないというのは、やはり私は寂しいと思っておりますし、特にやはり教育のまち宣言をしておる熊野町としては、やはりきちっとした教育を町内の子供たちに施してほしい。先ほども出ましたけども、子供たちやらに不利益を生じないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

A L Tの話も出ましたけども、簡潔に言いますと、今現在、小学校で五、六年生が2単位、2時間ですね。2時間やりますけども、それが4校で8時間になりますよね。だから、今町内にはA L Tが小学校関係には1名おられて、その8時間分を担当していると。それが今度は外国語活動、今現在は外国語活動ですが、今度は三、四年生で外国語活動として小学校三、四年生が入り、五、六年生では今度は2時間入ってきますね。そうすると、合計数でいいますと町内では今現在8のものが24になります。24時間ということは、今現在よりも3倍になるんですね。だから、そういったようなことの対策も考えておかなきゃいけないんじゃないかな。現在のA L T 1名では足りんのじゃないかなということをお願ひしております。

先ほどもお話がありましたように、ほんと外国語指導の経験のない先生が、やはり今研修はあるようですけども、しかしそれなりの準備をして教壇に立てれるように、生徒の前で、私も教員をしておりましたからわかりますけども、恥をかいたりせんように、極端なことをいや、それがもとで教員の命を縮めるように、亡くなるんじゃないですが、教員をやめたりというような、教員の寿命を短くするというようなことがないように、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。県の教育委員会のほうもその準備を進めるというふうにお願ひしますが、一つ町としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

英語検定なんかでは、他町では先生方に英語検定の講習であるとか、あるいは受験料を全額負担しているような町もあるようです。きょうこれ以上は質問はしませんけども、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、教育関係については続いてまた、以後質問したいというように思ひますので、

また一つよろしくお願ひしたいというように思います。きょうはありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

続いて、2番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 2番、竹爪でございます。質問の内容は、健康診断を通して町民の健康状況を問います。

実は10月、総務厚生委員会で奈良県宇陀市へ調査研修のために行く機会があり、そこで行政の健康づくりの取り組みに関心を持ちました。そんな折、知人が健康診断、がん検診で再検査対象になられ、がんの手前で入院、手術を受けることになりました。そのようなことから、健康診断の重要性を増して感じ、健康診断を通して町民の健康状況はどのようになっているかを問いたいと思います。

5点ほど用意しております。

まず1点目、住民の健診の受診率の推移はどのようになっているでしょうか。

二つ目、また広島県としてがん検診の受診を強く勧めています、町のがん検診の受診率の推移はどうでしょうか。

三つ目、その診断結果は活用されているでしょうか。どのようにして結果が伝えられ、その後の生活のアドバイスや要再検査対象への対応など、どのようになっているか。

四つ目、また若年層、40歳未満でございますが、発病すると進行が早く、重症化しやすいおそれがありますが、その年代の健診の受診率はどうでしょうか。

五つ目、以上のような病の発見以前に町民の健康を向上させるための町の取り組みはどのようなものがあり、どんなふうに行っているか伺いたいです。

以上、五つ質問いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の「健康診断を通じた町民の健康状態について」の御質問にお答えいたします。

元気で活力ある熊野町の実現には、町民一人一人の健康維持が第一と考えております。

自分自身の健康状態を把握し、生活習慣病の発症予防・重症化予防につながる特定健康診査や、基本的な健康診査とがん検診が同時に受診できる総合健診の実施時期を、夏と冬の年2回にふやしたほか、女性特有のがん検診に個別診断を取り入れるなど、より受診しやすい環境を整えております。町民の皆様には、健康診査を毎年受診していただき、御自身の健康づくりに役立てていただきたいと考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 竹爪議員の「健康診断を通した町民の健康状態について」の御質問に、詳細にお答えします。

まず、住民健診の受診率の推移でございますが、平成20年度に始まった特定健康診査の平成27年度の速報値が36.0%となっており、過去5年間、36%で推移しています。平成26年度の広島県の平均は23.9%ですので、県内でも比較的高い受診率で推移しておりますが、目標としている41%には届いていないのが現状でございます。

次に、がん検診の受診率でございますが、過去5年を見ますと、胃がん検診が20%、肺がん検診22%、大腸がん検診33%、子宮がん検診37%、乳がん検診40%前後でそれぞれ推移しております。県平均をやや上回る状態ではありますが、広島県が目標としている50%とは大きな開きがあり、さらなる受診勧奨を進めてまいりたいと考えております。

次に、検査結果の活用でございますが、特定健康診査・基本健康診査の結果により、生活習慣の改善による疾病予防・重症化予防を目的とした特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業に結びつけ、個別指導や集団健康教室を実施しております。

次に、40歳未満の若年層の健康診査でございますが、本町では独自に20歳以上40歳未満の人を対象に基本健康診査を実施しております。希望健診のため受診率は数値化できておりませんが、例年150人前後の方が受診しておられます。

最後の町民の健康を向上させるための町の取り組みでございますが、本年4月に策定しました第2次熊野町健康増進計画と熊野町食育推進計画を基本に、熊野町の健康づくりに取り組んでいるところでございます。健康寿命の延伸、生活習慣病の発生予防・重

症化予防などを目的に、基本的な生活習慣である食事・運動・休養の三つの要素を中心として、住民ニーズに即した事業を展開し、よりよい生活習慣に結びつく行動変容のきっかけづくりを進め、一人一人の取り組みから地域全体での健康づくりが取り組めるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 今の説明からでございますけど、ちょっと聞きたいと思います。

がん検診も向上していますが、目標には達していないようで、目標を達成するために町としてはどのように取り組んでいますか、お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 健診受診率の向上についての取り組みということでございます。特定健診の受診率の向上につきましては、医療機関での個別健診、あと集団健診における土曜日、日曜日の実施、また先ほど町長のほうの答弁にもございましたように、8月末から9月にかけて実施しておりました集団健診を1月にも実施するなど、受診機会をふやし、健診におきましては託児を設けるなど、受診しやすい体制を整備しております。

また、町広報紙、ホームページを媒体としたPR、受診勧奨はがきの郵送、あと健康づくりの意識啓発等を実施しております健康祭り等のイベントを通じて、自身の健康づくりの第一歩として受診を勧める、受診勧奨をしているところです。

目標に達してないということでさらなる受診行動に結びつくような体制づくりであるとか、あと効果的な意識啓発に、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） それから、診断結果、もちろんがん検査のことでございますけど、両方

ですけど、それを数字によって再検査などを要することができた場合、追跡調査などはできていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 健康診査の結果により精密検査が必要な方に対しては、町の職員、保健師であります。訪問等により検診結果をお伝えし、かかりつけ医への相談、あと詳しい検査、再検査を受けてくださいというような受診勧奨を行っております。

その後、御本人様の同意がありましたら、その結果を町のほうにお知らせいただけるようにしております。その結果、未受診の方につきまして再度受診勧奨、手紙であるとか、あと電話等で、再度受診勧奨を行っている状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） いえば私も自分の健康調査を、毎年自分自身で把握しております。5年分とか10年分を持っておりますけど、今後とも住民にとってやはり自分たちの診断結果を把握していただきたいと僕自身も思っていますし、町のサイドとしてもそういった部分をしっかり把握していただきながら進めてもらいたいと思います。

次にお聞きしたいのは、健康増進計画、食育推進計画に沿った健康づくりを進めるとありますが、具体的にはどのような取り組みをしていますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 健康増進計画、食育推進計画におきましては、健康寿命の延伸ということを目的に、生活習慣病の発症予防、あと重症化予防のため、健康診査の受診勧奨でありますとか、食生活の改善、運動習慣の定着など、1次予防に重点を置いた事業の展開、あと社会生活を営むために必要な機能の維持向上として、子供のころからの健康な生活習慣づくり、働く世代のストレス対策への取り組み、次に健康を支

え、守るための社会環境の整備のため健康づくりグループへの支援等、またそれらの基礎となります栄養、運動、休養、飲酒、喫煙、口腔の健康等に関する生活習慣の改善に向けた健康相談や健康教室を実施しまして、よい生活習慣に結びつくきっかけづくり、健康づくりの意識啓発に努めております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 次にお聞きしたいのは、食育についてでございますけど、どのように取り組んでいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 食育につきましては、まず町内の食育関連団体が相互に連携を図るため、町の食育課題について協議する食育連絡会というものを設置しまして、事業を進めております。これは町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高齢者施設、あと保健所、栄養士会、あと町の関係部局で構成するものでして、食育に関する情報の共有を図り、共通のテーマをもとにそれぞれの機関で実践していくというものでございます。

食を通じて「楽しむ」、「大切にする」、「感動する」の三つの心を基本としまして、「知る」、「選ぶ」、「つくる」の三つの力を育てるということで、乳幼児検診でありますとか各種健康教室で栄養相談、あと健康出前講座による食育実践等、またあと体に優しいレシピの紹介ということで、ホームページなどに掲載しております。食育に具体的に取り組めるきっかけづくりの情報発信等を行っておるところでございます。

今後も食育関係者との連携を強化し、食育活動を広めて、町民全体の食に関する意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 今の食育の件でございまして、私はやはり生まれてからの、小さいころから食育というのは一番大事な部分だろうと思っております。それを進めていくことによって、知らず知らずのうちに健康になっていくんではないか。将来、病気をしない、けがをしない体づくりになっていくんだらうと思っておりますので、しっかりやっていただきたいと思っております。

実は、私の友人にも糖尿病を患っている友人がいて、今はインシュリンの状態なんで、僕と一緒に食事をするときには「食べるものに気をつけないけんね」と言いながら話をしていますし、町のそういう一言で、こういうものを食べたほうがいいんではなかろうかというのを必ず、将来的な透析にならないように、重症化しないようにというのは、いつも常々彼とは話をしています。それを私も、自分も支えてやらないといけないなと。やはり同じように食事をしていると、そういうものも考えていかないと。それと自分自身もそういう食生活を改めないといけないんではなかろうかなと思っております。

それで、これまでの実は町の健康に対する取り組みについて伺ってきました。何よりも望むのは、できれば生涯にわたって健康な生活を送れる町民が一人でもふえること。そのためには子供のころからの食育、また食事環境を整えることから始まり、あらゆる健康に関する支援を町全体で取り組み、それを行政が支えていくよう、今後の取り組みに期待して、質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、14番、中原議員の発言を許します。中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） 14番、中原です。私は通告どおり、以下2点について質問をいたします。

今回、三村町長におかれましては、3度目の当選を無投票で当選されましたことを心よりお喜びを申し上げますとともに、今後とも熊野町のために将来に向けてかじ取りをよろしく願いいたします。

1番目の質問ですが、通告のように町民グラウンドについてですが、先ほど山野議員から質問があり、多くのことはわかりました。しかし、前回質問してから、具体的に今までどのような調査をして、どういうお金を使って、いつごろどのような調査をされたか、具体的に教えていただきたい。

それと、筆の里工房周辺を開発されるということなのですが、その中に正規のグラウンドゴルフ場をつくろうかというような話もありますので、既設のものを修理せずにそのままにして新しい話を持ってくるということの整合性を説明をしていただきたいと思います。

また、2番目ですが、熊野中学校プールの受迫籠池の件ですが、先輩議員が多く質問をされてきていました。法律的には問題はないという答弁ですし、私自身も問題はないと思っています。しかし、この受迫についてはいろいろと疑問点があるので質問をさせていただきます。

この中学校のプールは、私が議員になって30年近くなると思いますが、そのころにできたプールでございます。このプールは現在使用されているのでしょうか。また将来もずっと使用する計画はあるのでしょうか。大きさ、それから年間の使用料、何年契約、そしてこの利権者は何名か、そういうところをちょっと教えてください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） まず、中原議員さん、ありがとうございます。しっかり頑張りますので、よろしくをお願いします。

中原議員の二つの御質問のうち、1番目の「町民グラウンドの整備について」の御質問は私からお答えし、2番目の「熊野中学校プールについて」の御質問は、教育部長に答弁をさせます。

町民グラウンドは昭和62年に完成して29年が経過し、グラウンドの水はけ状況が悪化しており、晴天であっても、前日までの降雨の影響で使用できない場合がございます。こうしたグラウンド状態のため、昨年度は暗渠排水管の調査、今年度は土壌改良材による試験施工等を行ったところがございます。これらの施工結果を踏まえ、今後、改修工法を検討してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（民法） 中原議員の「町民グラウンドの整備について」の御質問に、詳細にお答えします。

グラウンド改修に向けた調査でございますが、昨年度は、グラウンド地下に埋設されている暗渠排水管の調査を行いました。グラウンド南側の4カ所の排水管に水を逆噴射し、水圧を使って堆積した土砂を可能な範囲で除去いたしました。その後も排水が認められず、排水管が機能していないことを確認しました。また、グラウンド周辺部に堆積していた表面の土を一部削り、表面水が側溝へ向けて流れ込むよう整備しましたが、これについても期待するような排水効果は得られませんでした。

さらに、本年度はグラウンドの一部に、2種類の異なった土壌改良材を使った改修方法を検証することとして100平方メートルずつ試験施工し、降雨時の排水効果、降雨後の回復状況等を比較検証しているところでございます。この検証結果や近隣市町でのグラウンド改良事例等を参考にして、整備改良設計を行っていきたいと考えております。

いずれにしても、町民グラウンドの面積は約2.5ヘクタールと広く、その分、工事費が膨大になることが見込まれるため、工事費等を慎重に検討していきたいと考えています。

続きまして、2番目の御質問、熊野中学校プールについてお答えいたします。

平成元年に完成いたしました熊野中学校のプールは、25メートルが8コースと管理棟を備えています。敷地面積は1,631平方メートルで、土地所有者は籠池受迫名義となっており、現在約30名の方が利権者となっております。また、土地賃借料は1坪当たり月額85.85円を支払っております。

プール使用を中止して既に6年余りが経過しており、これに伴い施設設備の老朽化が相当程度進行しているものと思われませんが、次期の学習指導要領の改訂を踏まえまして、プール施設の存廃について結論を出してまいりますので、いましばらくお時間をいただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 中原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○14番（中原） ありがとうございます。

町民グラウンドですが、筆の里工房を開発するときグラウンドゴルフ場をつくるとか何とかいう話があって、そういう話をちょっと聞いたんで、何で先に町民グラウンドを整備して、そういう話が出てくるんかというのをちょっと疑問に思ったんで、それを聞いてみたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 町民グラウンドの整備ですが、約1億円以内におさまるということを考えておったんですが、2.5ヘクタールというと、もうかなり2億円近い費用になります。体育館は随時老朽化対策はやってきたわけでごさいます、屋根の補修、これは五、六千万、それから照明、これもやってまいりました。最後にグラウンドということだったんですが、想像以上に費用がかかるということで、全面改修を、今の2.5ヘクタールの下に入っている排水管を全部なしにして、その中間に排水管を新たに布設すると、この費用が当初の見込みよりもはるかに超えまして2億円近くになるということで、ちょっとこれは工法を考えようということで、この一、二年、申しわけないんですが、より効果的な方法、恐らく1億円ぐらいはかかると思うんですが、その範囲内におさまるように検討させているという状況でごさいます。

いろいろ御不満はございませうが、ちょっと当初の見込みが倍以上ということになったものですから、必ず改修は何らかの方法で着手いたします。今どの方法がいいか、近いうちに結論を出して、予算計上してまいりたいと思います。

以上でごさいます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） それはやってもらうのはいいんですが、筆の里工房の近くにグラウンドゴルフ、きょうの新聞に出とった熊野町の総合計画の中で、今の総合計画じゃなしに、きのうの町長の話、それが出とったでしょう、きょうの新聞に、中国新聞に大きゅうに。その開発する中にグラウンドゴルフ場をつくるいう話があったんじゃない。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） グラウンドゴルフ場を、あそこに公認コースを整備したいと思っておりました。そして、グラウンドゴルフ場、いろんな大会を誘致して、そこのお客を物産館なり、工房に誘導したいという思いがあったんですが、開発面積が非常に大きいため、余り専門的なことはちょっと担当部署じゃないとあれですが、調整池をつくらなければならない。これが非常に大きな面積をとりますんで、グラウンドゴルフ場、公認コース等で最低でも2コース要ります。これをあそこに持ってくると、調整池とグラウンドゴルフ場で残りの活用面積が非常に小さいものになりますので、グラウンドゴルフ場は、きのう申しあげましたように必ず公認コースは近いうちに着手いたします。場所はまだ未定ですが、工房にはちょっと面積的には無理であるという結論になりましたので、別の場所で整備させていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） いいです、いいです。いや、私が言いたかったのは、要はグラウンドゴルフ場だけじゃなしに、町民グラウンドを整備をするんとかっちに新しいグラウンドゴルフ場をつくるいう整合性をええがに話をしとかんと、町民は惑いますよということをお願いなんですよ。

町長があそこを整備してグラウンドゴルフ場をつくりますよということを言われておったんで、そういうことをこっちの町民グラウンドを先に整備してから、それであれをつくるんならわかるんじゃが、そうじゃなしに、これはほっといてまた新しいものをつくるというのはおかしいじゃないかというのがあったんで、それで質問をさせてもらったんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 確かに一つずつ片づけてから取りかかりますので。ということで、グラウンドゴルフ場とグラウンドの修理、整備ということで、グラウンド整備をまず優先したい、考えたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） 町民グラウンドについてはよろしくお願いします。

あとプールの件なんですけど、要は30名ですかね。ぴったり30名ですか。この30名はええんじゃけどが、これ相続とか何かがあったときには、これどうなるん。これ水利権者から借りてるわけよね。相続がもしあって、例えば兄弟2人おって、ここへ1反の田をあげますと。こっちは1反残しますと。なら水利権者がふえるわけでしょう。その場合はやっぱりふえるん。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在、籠池受迫ということで契約しておりますので、今は支払い額、その代表者の方にお支払いをしております。やはり先日もこの件があってちょっとお伺いしましたら、やはり議員さん御指摘のとおり、兄弟でも代が代われれば今度は長男と二男が継ぐとかいう格好でふえてまいりますが、うちのほうは代表者のほうに支払っておりますので、金額のほうは変わらず、その代表者の中で、受迫の中で管理のほうはしていただいておりますんじゃないかと思えます。代表者の方も、過去を見ますとやはり時代によって代表者はかわっておりますので、そのたびに町のほうはその方とお話を進めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） 町としたら代表者にお金を丸投げという形になるわけ。

それと、もう1件は、ずっと前の先輩議員が質問されてましたよね。その間に話し合いはされたことはあるんですか。今の代表者か、そういうことについて。返すとか、返還とかそういう。

~~~~~○~~~~~





えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） わかるんです。水利権は水利権と、別と。これが借っとるのは水利権で借っとんじゃないんですか、水利権で。所有権、水利権で借っとんじゃないんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 所有権で借りてます。水利権で借り上げとるんじゃないんで。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） これずっとほうとったら、恐らくいびつな借り方じゃろう思うんですよ。今まで学校とかあちこち借っとるのも、恐らくこういう借り方というのはない思うんですよ。ですから、やっぱり何十年先を考えた場合に、どこかの時点で解決しておかんと、やっぱり後々問題が起こるんじゃないか。問題が起こらんいやまたそれまでかもわからんが、そこらをしっかり考えて、話し合っやっていっていただきたいと。

これで私の質問を終わります。今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で中原議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

（休憩10時59分）

（再開11時20分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、日程第2、報告第5号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を

求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第5号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分しました損害賠償の額の報告につきましては、平成28年9月13日、町道呉萩線に敷設してある水道設備の上を車両が走行した際、その鉄ぶたがはね上がり、当該車両の装飾部の破損及びタイヤをパンクさせる損害を負わせたものでございます。この事故により、自動車の修理に要した費用19万2,198円について損害賠償額として示談が成立したことから、「町長の専決処分事項の指定について」第2号の規定により専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ただいまの御報告に対する質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより、日程第3、報告第6号、専決処分した熊野町立中学校ダムウエーター設置工事請負契約の変更の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第6号、専決処分した熊野町立中学校ダムウエーター設置工事請負契約の変更の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

平成28年6月議会において御承認いただきました熊野町立中学校ダムウエーター設置工事の請負契約につきまして、掘削に伴う既存の配管との調整を行う追加工事が必要となったため、工事請負金額の変更契約について、町長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。片川議員。

工事が出るたびに専決処分いう。私がこの世界に入って5年、多いですね、専決処分。どういう設計をさせて、調査をさせて、それに対していかほどの報酬を払って、その報酬の根拠はどこにあるんでしょうかね。設計調査という予算をとってますよね。それから見積もりをした上で業者へ入札かけてますね。専決処分が再々出るというのは、見積もり設計の根拠がないんじゃないか思うんですよ。一つずつ教えていただけますか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部長（民法） まず、学校でございます。熊野中学校の場合にはやはり当初建って、それから増築したりいたしまして、どうも既存図面のほうが、そういった雨水管等の図面を見たんですが、それが正直申し上げてきれいに整理ができていなかったということで、現状ではそのダムウェーターをつくる前後に枘ですね、枘なんかを見まして設計して、ここではないだろうということで行っております。

東中学校のほうにおきましては増築はしておりませんので当初のままですが、やはりできたときの竣工図面のほうにきれいに、そういった管がここにはないだろうということでおったんですが、なかったということが原因でございます。

それから、設計でございますけども、主には今回の設計業者にはダムウェーターをつくるということで地盤のほうを見まして設計をさせております。それから、わかる範囲ではそういった既存図面、配管をしておったんですが、ちょうど運悪く、この工事をするところへ管があったということでこのようなことになりました。申しわけございません。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（片川） お答えはわかった上でお伺いしてるんですよね。それを改善していかんやいけんのじゃないんでしょうかね。設計段階である程度の予算書を見させていただくと、いつも出てますよね、各工事に対する設計の予算ですね。その予算がありながら何の仕事をしてくださるとるんかなという、私は感覚をいつも受けるんですね。わからない。竣工図面がまともなのが古いから上がってない。ですが、この何十年かの間にその都度できてるはずですね。わかっている部分もあるはずですね。それに対しての製本が

できてない。それを追求しようとしなない。

我々から見ると、工事のたびに、また出てくりや追加出しゃええじゃないか、町長が専決処分すりゃええじゃないかというように見えるんですね。もちろん何度も申し上げるとおり、建設に手が足りない。町のほうでその設計監理が難しいであろうという答えは何度かいただいてますよね。でもこれに対する改善策いうのはどうなんでしょうかね。建設のほうがちりぢりでやっておられる。ほかに囑託とか何とか、もっとしつかり管理できるやり方は何ぼでもあるんじゃないでしょうかね。町長、どう思われてですか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（内田） このたびの件というか、全体的な話の中で、おっしゃるようにさまざまな設計監理、委託を出してやっていると。これ一つには、お話にありますように職員だけではそれはできないというのは確かでございます。

ただ、全体的な職員の管理という観点におきましては、やはり直接町の職員を使って長年同じ場所ということはございませんので、そういった形の中で管理をしていくというのは、やはりコスト的にも、やはり委託できるところについてはその部分だけを切り取って委託を持っていきたいという形の考え方は持っております。しかしながら、最低限、それをちゃんとチェックできる体制というのは、やはり議員御指摘のとおり、ちゃんとしとかなきゃいけない部分だろうと思います。

そういった形も含んで、全体的に、実際的に今回のことも含んで管理運営について、当然のことながら問題はなかったんだろうかという検証はしていかなきゃいけないと思っておりますので、今後ともそういう形の中でさまざまな業務に対して注意を払いながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（片川） 問題なのは委託がまともにできてないんですよ。設計業務に対する支払い額と仕事内容が一致してないということです。要するに調査できてないんです。

御存じのとおり、もともとある図面を丸写し、それをもとに新しい設計を希望のとお

り書き加えとるだけですよね。それがほとんどです。現状と違うのが実際のところじゃないんですかね。その辺を年々直してきておればこういう問題は起きんと思うんですね。

特に、この水道、今回雨水ですね。去年ですかね、おとしですかね、東中学、第三小学校、水道関係ありましたよね。それから改善なされてないということですよね。

設計を委託するときに、町サイドの建設のサイドとして調査を徹底するのか。設計士に対して請負金額に似合うたものを調査さす義務を持っていくべきなのか。その辺をしっかりと役人さん、いろいろ考え方あってでしょうから、しっかり今後考えていただきたいと思うんですね。

議会をするたびに専決処分、専決処分。厳しくいえば見積もりしてないことですよ。見積もりができてないんです。違いますかね。私は見積もり業務ができてないと思う。設計業務ができていないと思う。そういう観点から、しっかり改善できるべきところはしっかり町職員、検討をいただきまして、前向きに改善をしていただきたいと思います。どうしようもない専決処分と、改善できる専決処分とあると思うんですね。この工事に関する専決処分については一遍には無理でしょう。今後、改善はできることだと思うんですよ。

最後にもう一回、もう一つだけ聞いておきます。このやり方でいったら今後、毎年何年専決処分の額がどのぐらい見込んでおられるんですか、町として。幾ら出るんでしょうかね。こんな何も改善されない中で、工事するたびに。せつかく町長、大規模耐震が終わって、今後大規模改修をやっていこうと。去年できなかったことを、今年予算を組んだことを来年度ちゃんとやりますとおっしゃってくださってる。改修いただきたいんです。このままのやり方でいくと、専決処分、工事するたびに何ぼ出てくるんでしょうか。そこらを何ぼ予定をされて工事をしとられるのかな。大事にお使いいただきたい、予算をですね。ぜひとも改善の提案をしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 大変難しい御質問をいただいております。原則であれば、当然のことながら当初入札は設計をちゃんとしたものを上げて行って、その範囲の中でやる。プラスマイナスというのは当然工事ですから出てくるものはあろうと思います。特に専決という形のものは議会のほうに報告を上げて、この金額で契約を締結したいと思いますと

ということでさせていただきながら、それに伴って増額、減額ともども変更があった場合は議会の承認を得なければいけないということになります。

中にはどうしてもこれは調査という形ではなくて、例えば量を減ずることができる、ここのところを改修をやろうとしておったんだけど、ここところは現場のほうを見て、不要な形が出る。現場打ち合わせは綿密に行ってますので、そこの中で減じるものも出てこようと思います。そういった形のもは過大見積もりにならないように、過大見積もりがあったからという形での御報告ではなくて、現場のほうへ入ってみましてこういう形になりましたと、減額になりましたという形の報告にとどめられる形に持っていきたいなとは思ってます。

ただ、いずれにしても今回の図面の問題という形の中で答弁をさせていただいておりますとおり、ちゃとした図面がなかったというのは事実でございますので、そこらのことについては十分今後ないように。また、現在持ってます図面のほうも逐次ちゃんと新しいものに置きかえた場合には、元図としてそれをちゃんと管理していくと。そういった形でやっていけば、今回、ここには下に管があるんじゃないかということもわかってこようと思いますので、そういった形の記入は当然のことながら、気持ちじゃなくて、そういう形が正式なものなのだという形の間感を持ちながら仕事をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） ちょっと視点を変えまして、大体少し建築のことをかじると建物の周辺にはそういう管がおるのはわかるんです。予測せにゃいけないのですね、これ危険リスクです。要は、大規模な災害のときのリスク管理と一緒になんですが。

特に、雨水の場合はその下にますがおるんですよ、一旦受ける。そこへ色粉を流して、どういう経路で水が流れてるかというのはチェックできる。やはりそういう予測を持って事前に、町民のばっかりじゃない、国の税金も入っているわけですが、ほんと成長していきましょうや。

そういう意味で、皆さん、ちいとはノウハウを持った方が多いわけですから、相談をしつつ、もっとコストを下げていくように努力いただきたいと思うんですが、いかがで

しょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 先ほどの答弁とまたかぶさるところではございますが、いろんな観点で職員のほうも頑張ってはくれているとっております。そうした中で、さらに精度を上げていくという形の努力をしていかなきゃいけないという形の中で、今後とも業務のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ごめんなさい。先ほど片川議員のほうから、人が足りないのであればやはり嘱託というような方法でもしてよりよい仕事をやっていくことも、いろんな費用の面から言うたときに、そりゃ厳しい財政の中でどっちが得なんかなというようなこともちょっと私考えよったんですよ。だからやっぱりそういったようなことも含めて、ただ、今片川議員が質問した中で答えがなかったんで、私のほうで今ちょっと質問させてもらっとんですが、いかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 実は、今回の変更というのは、認めてるというのが当然のことながら工事費として当初に組んでなかったという形のものなんで、当初から組んでいたらその金額は今回こういう形で提出をさせていただかなければ、提出させていただかなくても済んでいた形もあったかもわかりません。ただ、そういった形の建築に詳しい、前回もそういった形のお話もいただいております。建築に詳しい人たちという形の中を町のほうに入っていただいて嘱託という形の中で活躍していただくのも、より委託に比べて効果的なんじゃないかという形の検討も、これは当然していかなきゃいけないと思っておりますし、十分なところをそういった形も含んで人事管理については考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 諏訪本議員。

〇4番（諏訪本） これまでも囑託のことについては話題になっておるんで、引き続き今後の対応としてまた御検討くださいますよう、一つよろしくお願ひします。

〇議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、報告第7号、専決処分した広島県市町総合事務組合格約の一部改正の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 報告第7号、専決処分した広島県市町総合事務組合格約の一部改正の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合の構成団体である一部事務組合の山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日をもって解散し、当該組合を脱退することに伴い、広島県市町総合事務組合格約の一部を改正することについて、「町長の専決処分事項の指定について」第3号の規定により専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

〇議長（山吹） 傍聴者の方、席についてください。

ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（山吹） 以上で報告を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分、1時30分といたします。

（休憩 11時42分）

（再開 1時30分）

〇議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第5、議案第49号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第49号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.1カ月分引き上げるものでございます。この改正により、年間の総支給月数は3.25カ月となり、議員1人当たり年間で約3万2,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第6、議案第50号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第50号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.1カ月の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様年間で4.3カ月となります。影響額といたしましては、年間で約25万7,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第7、議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の給料や勤勉手当、

また給与制度の改正として扶養手当制度の見直しについて、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） それでは、議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の7ページ、資料4をごらんください。

初めに、1の改正の趣旨でございます。提案説明にございましたとおり、この条例案は、人事院勧告や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、給料及び勤勉手当の改定並びに配偶者等に係る扶養手当の見直しについて、関係規定の改正を行うものでございます。

それでは、個別の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

2の改正内容をごらんください。

まず（1）の給料でございますが、平成28年4月分の給与において、公務が民間を下回っていたことから、初任給や若年層を中心とした幅広い階層で給料表の引き上げを行います。この改正による給料表の引き上げ幅は、おおむね0.2%となります。

次に（2）の勤勉手当でございますが、民間の特別給との均衡を図るため、平成28年12月分の支給月数を0.8カ月から0.9カ月へ0.1カ月の引き上げを行います。

なお（3）の勤勉手当につきましては、平成29年度以降について、引き上げ分の0.1カ月を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、勤勉手当の年間支給月数に変更はございません。

次に（4）の扶養手当をごらんください。扶養手当に係る制度の見直しにつきましては、民間企業等における配偶者に係る手当の支給状況を踏まえ、配偶者に係る手当額を減額するものでございます。一方、子に係る手当額につきましては、少子化対策の推進等を考慮し、配偶者に係る手当額の減額分を原資として、手当額の引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては資料の表にございますように、配偶者の手当額を1万3,0

000円から6,500円に、子の手当額を6,500円から1万円とし、職員に配偶者が  
ない場合の手当額についても、あわせて見直しをいたします。

なお、配偶者に係る手当額の減額につきましては、受給者への影響をできるだけ少な  
くする観点から、子に係る手当額の引き上げとあわせて、2年間で段階的に実施するこ  
とといたします。

これらの改正による影響額につきましては、3の(1)の表に記載しておりますよう  
に、給料が約120万円、勤勉手当が約491万1,000円の増額となります。

なお、給料の引き上げ改定に伴うはね返りとして連動して算定される地域手当、管理  
職手当、時間外勤務手当等の各種職員手当につきましても、約54万6,000円、広  
島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても、約99万円の増額となります。

また、扶養手当制度の見直しに係る影響額といたしましては、3の(2)の表に記載  
しておりますように、現在の受給者で試算した場合、平成29年度で1カ月当たり約1  
万5,000円、平成30年度で1カ月当たり約5万6,000円の増額となります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、給料及び平成28年度の勤勉手当に係る  
第1条の改正内容は、平成28年4月1日に遡及して適用し、平成29年度の勤勉手当  
及び扶養手当の見直しに関する第2条の改正内容は、平成29年4月1日から施行いた  
します。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。本案については原案のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、原案のとおり

可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第8、議案第52号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第52号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、翌日4月1日に施行されたことに伴い、来年1月1日以降の制度改正分について規定したものでございます。

主な改正内容は、町民税に係る課税対象の改正及び固定資産税の課税標準特例の規定を追加するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（立花） それでは、熊野町税条例の一部を改正する条例案について、御説明させていただきます。

平成28年度の地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料5をごらんください。

まず、2の改正内容、（1）の町民税に係る課税対象の改正につきましては、従前の医療費控除に加え、健康の維持増進、疾病予防のため自主的な服薬を推進するため、新たに医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除と申します）の創設を行うものでございます。

このスイッチOTC薬は、もともと医師の処方ではか手に入らなかった医薬品のうち、成分の有効性や安全性に問題がないと判断され薬局で売られるようになった薬でござい

ます。これの年間1万2,000円を超えて購入した場合には、その超えた額が上限の8万8,000円まで、総所得金額等から控除されるものでございます。

なお、この特例の適用期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの購入されたものに限られたもので、現行の医療費控除と同時に適用することはできません。

施行日につきましては、平成30年1月1日からでございますが、購入適用年が、平成29年1月1日からのため本議会で上程をさせていただいたものでございます。

続きまして、(2)の固定資産税の課税標準の特例ですが、地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例と呼ばれる規定に、再生可能エネルギー発電設備等が追加されたことに伴い、条文の一部を改正するものでございます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備のうち、風力発電設備を追加し、既存の太陽光発電設備については売電型の認定発電設備を対象外とし、自家消費型の発電設備を見直し追加したもので、課税標準となるべき価格の3分の2に課税標準を軽減、また、水力発電設備、地熱発電設備、木のチップや家畜のふん尿等を利用いたしましたバイオマス発電設備を追加し、課税標準となるべき価格の2分の1に課税標準を軽減するものでございます。

初めに御説明申し上げましたわがまち特例は、地方税法の定める範囲内で、地域実情に即し、地方公共団体が特例措置の内容を条例で定めることのできる仕組みで、平成24年度から導入されたもので、軽減割合につきましては地域的特性がないことから国の示す標準的な割合を準用し、対象設備につきましては、現在対象がない設備でも、将来、対象となる可能性のあるものとして改正するものでございます。

なお、適用期限については、平成27年度までとなっておりましたが、2年延長され、平成29年度までとなりました。

施行期日は、平成28年4月1日となっておりますが、設備取得時期における賦課期日が平成29年1月1日のため本議会上程をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） このスイッチOTC医薬品なんですけれども、町内で取り扱っていらっしゃる薬局があるのかどうかと、町民に対する周知はどのようにされるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（立花） 取り扱っておる薬局が町内にあるのか。それから、周知方法はどうするかという御質問にお答えをいたします。

取り扱っている薬局につきましては、全ての薬局に取り扱いがあるものというふうに考えております。

それから、周知方法でございますけれども、薬の関係団体による自主的な取り組みによりまして、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示すマークが掲載されることとなっております。

また、レシートで対応する場合は、商品名の前に星印等のマークをつけて、そのマークがついているものが今回の税制対象に、対象商品であるという旨を記載するようになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 済みません、小さなマークでは高齢者の方なんかはわからないと思いますし、これは町民税にかかわる課税対象の改正ですので、町として何か町民に対して発信していただくことはできないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（立花） 町民税にかかわるものなので、もっとアピール、周知する方法はないのかという御質問にお答えをいたします。

うちのほうからいろんな媒体を通じて、例えばホームページであるとか、そういうものを通じて検討してみたいと思っております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（沖田） ホームページも結構なんですけれども、役場に訪れる方にわかりやすいように役場内に啓示するなどして、やはりこれ控除の問題ですので、丁寧に町民の方にわかるように周知していただきたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） これより日程第9、議案第53号、熊野町西部地域健康センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第53号、熊野町西部地域健康センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この施設は、平成21年度から継続して7年間、特定非営利活動法人熊野人材センターを指定管理者に指定し、管理運営を行ってまいりました。この間、地域住民の多数の参画を得て、適正で効率的な運営がなされ、交流や介護予防などの活動の場として定着してまいりました。

今後とも、地域のさまざまな社会資源を生かしつつ、地域の実情に即した取り組みを継続・発展させるため、引き続き特定非営利活動法人熊野人材センターにこの施設の管理を委ねることが適当であると考え、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第10、議案第54号、くまの・みらい保育園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第54号、くまの・みらい保育園の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

くまの・みらい保育園は、平成19年度の開設時から、社会福祉法人微妙福社会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってまいりました。今回の更新は2回目となります。この間、保護者や地域住民との連携のもと、子供の成長にとって最適な保育を提供するとともに、地域の子育て世帯に施設や園庭を開放するなど、地域の子育て支援センターの役割を担い、さまざまな活動を展開されてきました。

今後とも良質な保育の提供と地域の子育て支援センターとしての取り組みを発展させるため、引き続き5年間、社会福祉法人微妙福祉会にこの施設の管理を委ねることが適当であると考え、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第54号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第11、議案第55号、平成28年度熊野町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第55号、平成28年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億5,042万5,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、11款 分担金及び負担金の1項 負担金は、6月の豪雨による災害復旧費用の不足分に対する地元負担金50万円の増額でございます。

13款 国庫支出金の1項 国庫負担金は、事業の増に伴う障害者自立支援等諸費国庫負担金の追加交付により485万5,000円の増額、児童扶養手当の減額に伴う児

童扶養手当給付費国庫負担金の103万8,000円の減額、保護世帯数の増等による生活扶助費等負担金の156万4,000円の増額、高額入院患者の増による医療扶助費等負担金の750万円の増額などがございます。

2項 国庫補助金では、社会保障・税番号制度の施行に伴うシステム改修費や自治体中間サーバー利用に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、総務費分38万3,000円、民生費分67万円の増額、低所得の住民に適切な配慮を行うための臨時的な措置として、臨時福祉給付金経済対策分支給事業費補助金6,786万7,000円の増額、放課後児童健全育成事業の事業費増等に伴う、子ども・子育て支援交付金の35万3,000円の増額、中学校大規模改修事業に伴う学校施設環境改善交付金の180万5,000円の増額などがございます。

14款 県支出金の1項 県負担金においても、障害者自立支援等諸費県費負担金の追加交付により272万7,000円の増額でございます。

2項 県補助金は、過年度分の臨時医療費公費事業費補助金の追加交付により182万3,000円の増額、放課後児童健全育成事業の事業費増等に伴う、子ども・子育て支援交付金の35万3,000円の増額、6月の豪雨による災害復旧費用の不足分に対する小規模崩壊地復旧事業補助金の100万円の増額などがございます。

17款 繰入金は、歳入歳出見込みに基づき、収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金の1,417万3,000円の減額、学校施設環境改善交付金の増に伴う公共施設等整備基金繰入金の180万5,000円の減額でございます。

19款 諸収入は、臨時職員等社会保険料納付金の22万5,000円の増額でございます。

次に、歳出予算の主な内容でございます。人事異動に伴う人件費の調整のほか、過年度の国及び県の補助金・負担金の精算による返還金、事業費の精査、財源更正などを計上しております。これらを除く各科目の主な内容について御説明いたします。

第2款 総務費の1項 総務管理費では、事務管理事業において、印刷機の使用増に伴い不足が生じる消耗品に係る経費として89万5,000円の増額、収納金還付事業において、町民税における還付金及び還付加算金の20万円の増額でございます。

3項 徴税费では、収納事務事業において基幹系システムで使用する特別徴収納入書に不足が生じるため、6万5,000円の増額でございます。

4項 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳等事業において、社会保障・税番号制

度の施行に伴い、自治体中間サーバー・プラットフォームの利用負担金が必要となったことから、地方公共団体情報システム機構負担金の18万4,000円の増額でございます。

3款 民生費の1項 社会福祉費では、臨時福祉給付金経済対策分支給事業において、国の補正予算に応じ、低所得の住民に適切な配慮を行うため、臨時的な給付措置として6,800万円を計上しております。障害者総合支援事業では、利用者の増による扶助費の増額、法改正に対応するためのクラウドシステム改修に必要な経費等により、656万円の増額、福祉医療費公費負担事業では、乳幼児医療費制度に係るシステム改修費の執行残26万円の減額でございます。

2項 生活保護費では、生活保護費支給事業において、住宅扶助、介護扶助、医療扶助の利用者増等による扶助費の増により、1,255万5,000円の増額でございます。

3項 児童福祉費では、児童関係諸手当支給事務事業において、社会保障・税番号制度の施行に伴い、クラウドシステム改修に必要な経費34万2,000円の増額、母子家庭等自立支援事業では、母子自立支援員の報酬及び共済費に要する経費35万7,000円の増額、児童扶養手当給付事業では、申請者や対象者が見込みを下回ったことなどから297万6,000円の減額、放課後児童健全育成事業では、支援員の加配等が必要な児童数が見込みより多かったことなどから、518万3,000円の増額でございます。

5款 農林水産業費の2項 林業費では、小規模崩壊地復旧事業において、6月豪雨による小規模災害の復旧費用に不足が生じたことに対応するための経費250万円の増額でございます。

7款 土木費の2項 道路橋梁費では、道路維持管理事業において、台風等への防災対策や道路管理上、緊急に修繕を要する箇所の改修に必要な経費300万円を計上しております。

9款 教育費の1項 教育総務費では、学校支援事業において、配慮児童支援員及び学校支援員の報酬を整理したことにより287万円の減額でございます。

2項 小学校費では、小学校低学年書道科指導事業において、臨時職員分の職員諸手当57万円の減額でございます。

3項 中学校費では、中学校施設維持管理事業において、特別支援学級の児童の入学に備えるための経費として29万4,000円の増額でございます。

6項 社会教育費では、くまの・みらい交流館管理運営事業において、交流館まつりや多世代交流事業で行うイベントの内容充実のために必要な経費などを整理したことにより、6万円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 先ほどグラウンドの整備、いろいろ検討されるということでございましたが、どこらの費用からその捻出をされる予定でございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 午前中申し上げました町民グラウンドの整備という件でございますが、こちらのほうの費用のほうは、もう今年度当初予算にしておりまして、そちらのほうで今経過を見るということで実際に施工しておりますので、今回の補正予算のほうには計上しておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） いかほど計上されておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員、これ議題とですね、これは補正なんで、次の予算のときに質問していただいたらと思います。

ほかにありませんか。片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 教えてもらいたいんですよね。教育費のところ、配慮児童支援員報酬、学校支援員報酬、これ減額になっとるんですが、この整理されたというこの詳しいことをちょっと教えてください。

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,580万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、4款 繰入金の1項 一般会計繰入金で13万3,000円の増額、7款 町債の1項 町債では、流域下水道建設負担金の増に伴い起債対象事業費も増となったことから、300万円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、1款 総務費の1項 総務管理費では、下水道使用料徴収委託料の増等に伴い、14万7,000円の増額でございます。

2款 事業費の1項 下水道事業費では、流域下水道建設負担金の増等に伴い、298万6,000円の増額でございます。

3款 公債費の1項 公債費は、流域下水道事業債の借入額増額等に伴う財源更正でございます。

また、第2条の地方債の補正では、流域下水道建設負担金の増に伴う流域下水道事業債の増額により、下水道事業の限度額を2億6,960万円に増額変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第56号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第13、議案第57号、平成28年度熊野町介護保険特別

会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第57号、平成28年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ474万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億1,285万9,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ136万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,190万8,000円とするものでございます。

主な内容は、保険事業勘定では、歳出の2款 保険給付費では、利用者の増減に伴う、各サービス等に係る給付費等の調整をしております。

3款 地域支援事業費の1項 一般介護予防事業費及び2項 包括的支援事業・任意事業費では、人事異動に伴う人件費の調整により、それぞれ392万3,000円、81万8,000円の増額、それに伴う一般会計からの繰入金474万1,000円の増額でございます。

介護サービス事業勘定では、歳出の1款 事業費の1項 介護予防支援事業費で、人事異動に伴う人件費の調整により136万1,000円の減額、それに伴う一般会計からの繰入金136万1,000円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第57号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第14、議案第58号、平成28年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第58号、平成28年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的収入予定額を779万5,000円増額し、総額を5億3,563万8,000円とし、収益的支出予定額を329万6,000円増額し、総額を4億8,686万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を970万円増額し、総額を3,497万3,000円とし、資本的支出予定額を2,110万円増額し、総額を9,193万6,000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、川角地区及び東山地区における開発地申請に伴う特別利益、開発費収入及び工事請負費の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第58号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり

可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第15、発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（沖田） 発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由について御説明いたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることが挙げられます。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でした。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障は基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりをしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第3号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第3号について採決します。本案については原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、発議第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) お諮りします。本日、町長から議案第59号、平成28年度熊野町一般会計補正予算(第4号)についてが提出されております。議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第59号、平成28年度熊野町一般会計補正予算(第4号)についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより追加日程第1、議案第59号、平成28年度熊野町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第59号、平成28年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,203万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億7,245万7,000円とするものでございます。

主な内容は、歳出における2款 総務費の1項 総務管理費、庁舎維持管理事業において、議場の音響設備の不具合により議会運営に支障を来すため緊急的に改修等が必要となったことから、2,203万2,000円の増額をするものでございます。それに伴い、歳入において財政調整基金からの繰入金同額を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番(荒瀧) 早速の対応でございまして、準備もされてたようでございますが、この

契約は随契でございますよね。査定の仕方はどういうふうになされてらっしゃるか。価格が適切かどうかお聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） まず、今回の議場システムにつきましては、運用中にダウンするという予期せぬ事態が起きまして大変御迷惑をおかけいたしました。このシステムについては御承知のようにもう老朽化をしておるということで、実は平成29年度当初予算に数社から見積もりを徴収して、予算計上する予定であったものでございます。見積もりの内容については、今ちょっとここではお答えはできないんですが、そういうことで、積算根拠については見積もりをちゃんと徴収したものをたまたま今回補正のほうに切りかえさせていただいたということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 何社かの競争入札でよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） まず執行方法については今後、これから検討していきたいと思いますが、原則的には競争というふうには考えております。これから検討させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第59号について採決します。本案については原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

(散会 14時27分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員